山梨県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人件費率	(参考)
	(20年度末)	A		В	B/A	19年度の人件費率
20年度	人	千円	千円	千円	%	%
	867,122	451,526,083	2,422,874	129,676,283	28.7	30.5

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数	給	与		費	一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
20年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	13,765	56,811,549	10,448,259	23,975,831	91,235,639	6,628

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 7,377

(3) 特記事項

給料の減額の状況

【特別職】

	H18.1.1~H21.3.31	H21.4.1~H23.9.30
(1) 知 事	10/100	12/100
(2) 副知事	7/100	9/100
(3) 公営企業管理者	7/100	9/100
(4) 教育長	7/100	9/100
(5) 常勤監査委員	7/100	9/100

【管理職の職員等】

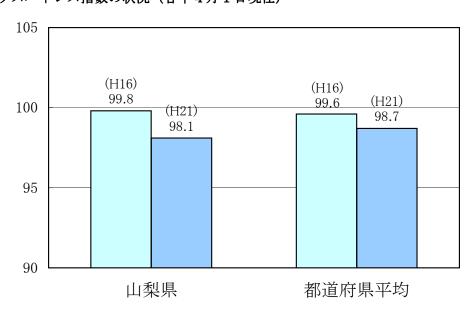
平成20年1月1日から給料月額の4%を減額しています。(~平成23年9月30日まで)

部局長級の職員は、平成21年4月1日から減額率を6%に引き上げています。(~平成23年9月30日まで)

【非管理職の職員】

平成21年4月1日から給料月額の2%を減額しています。(~平成23年9月30日まで)

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

⁽注) 1

職員手当には退職手当を含まない。 職員数は、平均20年4月1日現在の人数である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

		人事委員会の勧告								
区 分	民間給与	公務員給与	較差	勧告	給与改定率					
	А	В	А-В	(改定率)						
21年度	円	円	△561円	%	%					
	388,882	389,443	△0.14%	△0.14	△0.14					



⁽注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額を ラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	民間の支給		公務員の		較差		勧告	年間支給月数
	割合	А	支給月数	В	А-В		(改定月数)	
21年度		月		月		月	月	月
	4.13		4.50		$\triangle 0.35$		$\triangle 0.35$	4.15

(参考) 国の年間 支給月数 月 4.15

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成21年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年	齢	平均給料月額		平均給与月額		平均給与月額 (国ベース)	
山梨県	43.3	歳	341,279	円	417,081	円	379,629	円
国	41.5	歳	325,521	円	ı		391,770	円
都道府県平均	43.8	歳	343,005	円	427,547	円	384,790	円

②技能労務職

 ©12.07.17.14W										
	公 務 員									
区分	平均年	三齢	職員	数	平均給料月	割額	平均給与月 (A)	額	平均給与月 (国ベース	
山梨県	48.7	歳	212	人	331,159	円	379,151	円	355,967	円
うち学校給食員	46.5	歳	5	人	310,523	円	336,891	円	334,428	円
うち守衛	53.7	歳	2	人	345,744	円	466,816	円	366,864	円
うち用務員	49.7	歳	77	人	334,913	円	374,357	円	364,124	円
うち自動車運転手	44.9	歳	50	人	309,786	円	381,529	円	341,364	円
玉	49.2	歳	4,429	人	285,548	円	ı		322,737	円
都道府県平均	48.8	歳	465	人	332,714	円	388,002	円	365,631	円

⁽注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

	※ 山梨	県の技能労務職」	員(非常勤職員	を含む)	民 間			
区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
学校給食員	52.8 歳	139,900 円	155,245 円	143,416 円	調理士	43.8 歳	272,300 円	0.57
守衛	55.3 歳	240,721 円	289,984 円	245,414 円	守衛	55.4 歳	233,300 円	1.24
用務員	51.8 歳	234,775 円	264,662 円	250,394 円	用務員	54.5 歳	214,000 円	1.24
自動車運転手	46.2 歳	293,857 円	360,966 円	322,563 円	自家用乗用自動車運転手	59.3 歳	228,200 円	1.58

		参考						
区分	年収ペース(試算値)の比較							
	公務員	民間	C/D					
	(C)	(D)						
学校給食員	2,200,968 円	3,659,700 円	0.60					
守衛	4,102,944 円	3,112,000 円	1.32					
用務員	4,128,944 円	3,027,000 円	1.36					
自動車運転手	4,331,593 円	3,012,300 円	1.44					

- ※ 民間データは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。 (平成18年~平成20年の3ヶ年平均)
- ※ 厚生労働省の賃金構造基本統計調査は、常用労働者10人以上の民間事業所を対象としており、調査対象には、1箇月以内の雇用期間の者や日々雇用労働者で4・5月にそれぞれ18日以上雇用された者、非正規職員、派遣職員を含みます。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値であります。

③高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢		平均給料月	額	平均給与月額		
山梨県	41.8	歳	361,851	円	418,497	円	
都道府県平均	44.8	歳	390,833	円	458,004	円	

④小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢 平均給料月額		平均給与月額			
山梨県	44.1	歳	376,233	円	426,914	円
都道府県平均	43.9	歳	377,216	円	437,491	円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	
				(国ベース)	
山梨県	40.8 歳	334,864 円	447,120 円	367,635 円	
国	41.5 歳	322,231 円	_	372,706 円	
都道府県平均	40.0 歳	330,043 円	474,584 円	375,813 円	

⑥福祉職

区分	平均年	舲	平均給料月	額	平均給与月	額	平均給与月	
山梨県	38.5	歳	334,650	円	380,548	円	(国ベース 354,702) 円
国	39.6	歳	316,871	円		, ,	360,094	円
都道府県平均	44.3	歳	357,347	円	444,647	円	395,710	円

⑦医師・歯科医師職

ы /\	平均年	齢	平均給料月	額	平均給与月	額	平均給与月	額
区分							(国ベース)
山梨県	43.0	歳	453,026	円	1,123,979	円	840,721	円
国	46.7	歳	467,736	円	_		812,051	円
都道府県平均	43.8	歳	452,638	円	972,802	円	836,771	円

⑧看護・保健職

O - 122 11: 12-11:				
E /\	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
区分				(国ベース)
山梨県	36.4 歳	300,585 円	371,901 円	320,388 円
国	37.6 歳	280,303 円	_	318,665 円
都道府県平均	40.1 歳	320,595 円	396,029 円	352,324 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平 均である
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間 外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にお いて明らかにされているものである。

いて明らかにされているものである。 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、 特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再 計算したものである。

(2)職員の初任給の状況(平成21年4月1日現在)

区 分)	山 梨	県	玉	
一般行政職	大学卒	175,224 (178,800)	円 円	172,200	円
	高 校 卒	141,610 (144,500)	円 円	140,100	円
技能労務職	高 校 卒	143,766 (146,700)	円 円	-	
	中学卒	126,616 (129,200)	円 円	-	
高等学校教育職	大学卒	195,706 (199,700)	円 円	-	
	高 校 卒	151,802 (154,900)	円 円	-	
小•中学校教育職	大学卒	195,706 (199,700)	円 円	-	
	高 校 卒	151,802 (154,900)	円 円	-	
警 察 職	大学卒	200,410 (204,500)	円 円	200,000	円
	高 校 卒	168,560 (172,000)	円 円	158,100	円
福 祉 職	大学卒	180,516 (184,200)	円 円	-	
	高 校 卒	150,136 (153,200)	円 円	-	
医師•歯科医師職	大学卒	257,348 (262,600)	円 円	-	
	高 校 卒			-	
看護·保健職	大学卒	202,762 (206,900)	円 円	-	
	高 校 卒	-		_	

⁽注) () 内は、給料の減額措置を行う前の金額である。

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成21年4月1日現在)

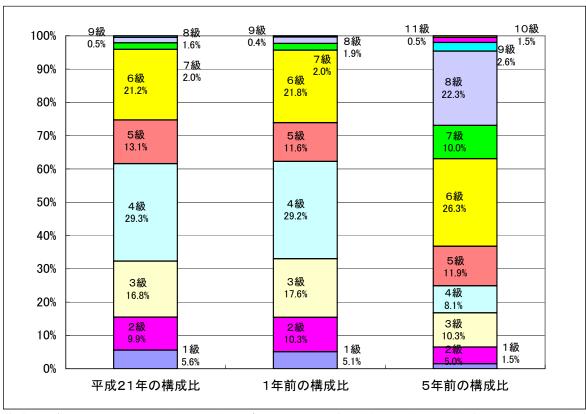
区	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	261,273 円	317,120 円	350,987 円
	高 校 卒	- 円	255,660 円	305,625 円
技能労務職	高 校 卒	-	241,374 円	283,622 円
	中学卒	-	-	-
高等学校	大 学 卒	297,410 円	349,993 円	388,056 円
教育職	高 校 卒	-	-	_
小•中学校	大 学 卒	302,336 円	348,267 円	382,394 円
教育職	高 校 卒	_	_	_
警 察 職	大 学 卒	276,295 円	328,264 円	366,528 円
	高 校 卒	245,158 円	290,399 円	333,766 円
福 祉 職	大 学 卒	291,022 円	-	- 円
	高 校 卒	-	1	- 円
医師•歯科医師職	大学卒	393,499 円	429,662 円	482,209 円
看護·保健職	大 学 卒	276,948 円	326,296 円	354,956 円
	短大卒	_	_	-

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成21年4月1日現在)

	区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9	級	部長	人 16	% 0.5
8	級	次長	人 56	% 1.6
7	級	課長・参事	人 69	% 2.0
6	級	課長・主幹	人 720	% 21.2
5	級	課長補佐	人 445	% 13.1
4	級	主査・副主査	人 997	% 29.3
3	級	主任	人 570	% 16.8
2	級	主事·技師	人 336	% 9.9
1	級	主事·技師	人 190	% 5.6

- (注) 1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年4月から11級制を9級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級 をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度本格実施対象者である管理職手当受給者等については、能力評価結果を基礎データとし、 昇給区分を決定している。その他の人事評価制度試行中の職員については、所属長の勤務成績評定や昇任 等の状況を考慮して昇給区分を決定している。今後、評価制度の仕組みや運用について適宜見直しを行い、 段階的に対象職員を拡大する中で、その結果を昇給に活用していく。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

Щ	梨		県	国		
1人当たり平均支	給額(20年度)			_		
		1,825	千円			
(20年度支給割	今)			(20年度支給割合)		
期末	手当	勤勉手	当	期末手当 勤勉手当		
3.	0 月分	1.5	月分	3.0 月分 1.5 月分		
(1.	6) 月分	(0.75)	月分	(1.6) 月分 (0.75月分		
(加算措置の状況	5)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、耶	戦務の級等による	加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		
•役職加算 5	~20%			·役職加算 5~20%		
•管理職加算	10~25%			·管理職加算 10~25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)】

人事評価制度本格実施対象者である管理職手当受給者等については、業績評価結果を基礎データとして成績率算定の基礎とし、成績区分を決定している。その他の人事評価制度試行中の職員については、懲戒処分者などの成績不良職員を除き一定の成績率を用いて支給している。今後、評価制度の仕組みや運用について適宜見直しを行い、段階的に対象職員を拡大する中で、その結果を勤勉手当の成績率算定に活用していく。

(2) 退職手当(平成21年4月1日現在)

山	梨	県		国	
(支給率)	自己都合	勧奨·定年	(支給率)	自己都合	勧奨•定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%)加算			定年前早期退耶	識特例措置	
1人当たり平均支給額	1 2,174 千円	27,140 千円	(2%~20%加	算)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成20年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成21年4月1日現在)

支給実績(2	1 ロ 光任) 20年度決算)	1,421,8	885 千円
支給職員1人当たり平均	支給年額(20年度決算)	96,47	1 円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
甲府市	5,224 人	2.50 %	6 %
富士吉田市	700 人	2.50 %	0 %
都留市	495 人	2.50 %	0 %
山梨市	617 人	2.50 %	0 %
大月市	509 人	2.50 %	0 %
韮崎市	961 人	2.50 %	0 %
南アルプス市	893 人	2.50 %	0 %
北杜市	544 人	2.50 %	0 %
甲斐市	592 人	2.50 %	0 %
笛吹市	887 人	2.50 %	0 %
上野原市	315 人	2.50 %	0 %
甲州市	563 人	2.50 %	0 %
中央市	216 人	2.50 %	0 %
市川三郷町	316 人	2.50 %	0 %
増穂町	158 人	2.50 %	0 %
鰍沢町	149 人	2.50 %	0 %
早川町	25 人	2.50 %	0 %
身延町	283 人	2.50 %	0 %
南部町	132 人	2.50 %	0 %
昭和町	183 人	2.50 %	0 %
道志村	23 人	2.50 %	0 %
西桂町	40 人	2.50 %	0 %
忍野村	55 人	2.50 %	0 %
山中湖村	43 人	2.50 %	0 %
鳴沢村	15 人	2.50 %	0 %
富士河口湖町	380 人	2.50 %	0 %
小菅村	19 人	2.50 %	0 %
丹波山村	18 人	2.50 %	0 %
東京都特別区	31 人	17.00 %	18 %
大阪府大阪市	4 人	14.00 %	15 %
東京都府中市	2 人	12.00 %	12 %
神奈川県横浜市	1 人	12.00 %	12 %
静岡県静岡市	1 人	6.00 %	6 %
茨城県水戸市	1 人	8.00 %	10 %
医師	123 人	14.00 %	15 %
平 均 支	給 率	2.6 %	2.3 %

⁽注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し 国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率		国の制度(支給率)
山梨県甲府市	3	%	6 %
山梨県下全域(甲府市を除く)	3	%	0 %
茨城県水戸市	10	%	10 %
東京都特別区	18	%	18 %
東京都府中市	12	%	12 %
神奈川県横浜市	12	%	12 %
静岡県静岡市	6	%	6 %
大阪府大阪市	15	%	15 %

(注)国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度 から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(20年度	決算)					404,417	千円
支給職員1人当た)平均支給年額(20年度決算)					80,241	円
職員全体に占める	手当支給職員の割合(20年度)				34.2	%	
手当の種類(手当数	数)			3	3		
手 当 名	支 給 要 件 等	対象機関	等	支	給	額	
1 税 務 手 当	県税の賦課若しくは徴収に関する業務又はその補助業	務に従事した職員(技	労職員を含む。)			
		税 務	課				
	① 賦課又は徴収の業務に直接従事した職員	総合県税事務所 当 支 給 職 員に		1日につき 58	0円		
	② 徴収業務を常例とする職員(①以外の職員)	総合県税	事務所	月額 12,50	0円		
	③ ①及び②以外の職員	総合県税		月額 10,50	0円		
2 社会福祉業務従事手当	福祉に関する業務に従事した次の職員	保健福祉	事務所	月額 10,00	0円		
	(医療職給料表(三)適用者を除く。)	女 性 相	談所	保健福祉事務所の社会福	証社法に 規	見定する業務を行う職員	Į
	① 現業を行う職員(ケースワーカー等)	中央児童	相談所	1日につき 50	0円		
	② 身体障害者福祉司	都留児童	相談所				
	③ 児童福祉司	障害者相	談所				
	④ 知的障害者福祉司	富士ふれあい	センター				
3防疫等作業手当	次の作業に従事した職員(技労職員を含む。給料の調	職員厚	生 課		0円		
	整額を受ける者及び医療職給料表(三)適用者を除 く。)	医 務	課	死体解剖については1時	間につき	290円	
			務課				
	① 感染症又はその疑いのある患者の診断、 看護又は移送	健康增保健	進課所				
	② 感染症の病原体が付着し、又は付着の 危険がある物件の処理	中 央 衛生公害	病 院 研究所				
	③ 感染症の病原体の検査	衛生監視指導	センター				
	④ 感染症又はその疑いのある患者の死体の	畜 産	課				
	処理	家畜保健	新 生 所				
	⑤ 結核患者の訪問指導						
	⑥ 家畜伝染病の患畜又は疑似患畜の検査、 病性鑑定、移送又は殺処分						
	⑦ 家畜伝染病の病原体が付着し、又は付着 の危険がある物件の処理						
	⑧ 家畜伝染病の病原体が付着し、又は付着の危険がある場所に立ち入って行う動物 その他の物の検査、採取又は集収						
	⑨ 家畜伝染病の患畜又は疑似患畜の死体の処理						
医師診療実験従事手当	診療又はこれに関する実験に直接従事した医師及び	保 健	所	職		月 額	

J 関 及 守 I ド末 丁 コ	次の作業に従事した職員(技労職員を含む。 給料の調整額を受ける者及び医療職給料表(三)適用者を除く。) ① 感染症又はその疑いのある患者の診断、看護又は移送 ② 感染症の病原体が付着し、又は付着の危険がある物件の処理 ③ 感染症の病原体の検査 ④ 感染症又はその疑いのある患者の死体の処理 ⑤ 結核患者の訪問指導 ⑥ 家畜伝染病の患畜又は疑似患畜の検査、病性鑑定、移送又は殺処分 ⑦ 家畜伝染病の病原体が付着し、又は付着の危険がある物件の処理 ⑧ 家畜伝染病の病原体が付着し、又は付着の危険がある場所に立ち入って行う動物その他の物の検査、採取又は集収 ⑨ 家畜伝染病の患畜又は疑似患畜の死体の処理	wxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx	死体解剖については1時間	
4 医師診療実験従事手当	診療又はこれに関する実験に直接従事した医師及び歯科医師	保健 所 精神保健福祉センター 中央児童相談所 あけぼの医療福祉センター 中央病院 水病院	The state of t	月 額 40,000円 40,000円 30,000円 50,000円 45,000円 40,000円 55,000円 45,000円 40,000円 40,000円 40,000円 40,000円 40,000円 40,000円 40,000円
	次の作業に従事した職員(技労職員を含む。) ① 種雄牛馬又は種雄豚の精液の採取又は自然交配の作業 ② ①の作業の準備のため種雄牛馬又は種雄豚を御する作業 1 次の作業に従事した職員(技労職員を含む。) ① 火薬類の製造施設の保安検査、立入検査、自主検査の立会い又は災害調査 ② 高圧ガスの製造施設の立入検査若しくは災害調査又は高圧ガス容器等の調査若しくは検査 ③ ボイラー又は第一種圧力容器の落成検査 性能検査又は使用再開検査	畜 酪 農 試 試 験 験 験 災 定 直 び 定 直 当 左 会 長 1の作業 防 付 日 ま 日 日 日	の医師 1 級 1日につき 250 1の作業 1日 2の作業 1回 3の①の作業 1回 3の②の作業 1日 3の③の作業 1日	30,000円 250円 4,600円 4,600円 250円 460円

						び歯科医師	1 "	п	Παρα αρ
		.الـ	بش		μ÷		1 %	坟	30,000円
		北	病		院	院副院長子	£ YEE EE		50,000円
							生医長 医長	L	45,000円
						- /-	2級以」		40,000円 30,000円
5. 6. 排 生 臣 臣 拓 毛 当	次の作業に従事した職員(技労職員を含む。)	畜 産	試	融	場	1日につき		× 50円	50,000□
3 俚 唯 十 构 収 収 十 ョ				歌	勿場	11111.79	2	90U	
	① 種雄牛馬又は種雄豚の精液の採取又は 自然交配の作業	TH PR	; pv	W.	7//)				
	② ①の作業の準備のため種雄牛馬又は 種雄豚を御する作業								
6爆発物取扱手当	1 次の作業に従事した職員(技労職員を含む。)	1の作業				1の作業	1日	250円	
	① 火薬類の製造施設の保安検査、立入検 査、自主検査の立会い又は災害調査		i 防 : 検	災定	課所	2の作業 3の①の作	1回 業 1回	4,600円 4,600円	
	② 高圧ガスの製造施設の立入検査若しくは 災害調査又は高圧ガス容器等の調査若 しくは検査	生活人事 引				3の②の作 3の③の作		250円 460円	
	③ ボイラー又は第一種圧力容器の落成検 査、性能検査又は使用再開検査								
	2 爆発物の検索、撤去、解体鑑定又は爆破処理の 作業に従事した警察職員								
	3 次の作業に従事した職員(技労職員を含む。)								
	① 特殊危険物質又はその疑いのある物質の 処理作業(人事委員会の定めるもの。)								
	② 特殊危険物質による被害の危険がある 区域内において行う作業								
	③ 特殊危険物質の製造過程を解明する等の 目的で行う実験で当該物質が発生するお それがある作業								
7と畜業務従事手当	次の作業に従事した職員(技労職員を含む。 給料の調整額を受ける者を除く。)	畜 産	試	験	場	1日につき	2	70円	
	① 獣畜のとさつ解体業務								
	② 食鳥のとさつ解体業務								
8夜間看護手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜	あけぼの	医療福祉	ヒセンタ	_	勤務1回に	 :oŧ		
	(午後10時から翌日午前5時まで)において行われる看 護の業務に従事した職員(技労職員を含む。)	中		病	院		※数1を超える者 勘数時間 ■		調整数1以下の者 間 勤務時間 勤務時間
		北	病		院	2h未満	2h以上 2hJ	以上深夜勤 2h未清	请 2h以上 2h以上深夜勤
						2,000円		3,300円 2,800円)
								から午前10までの間 1務時間による勤務	
	人体に有害なガスの発生を伴う作業又は人体に有害な 薬品を使用する作業に従事した職員(技労職員を含 む。給料の調整額を受ける者を除く。)	究所 森 術センタ・ ター 家 術センタ・	林総合研 一 富士 音保健律 一 総合	下究所 工業技 生所 農業技	工業技 術セン 水産技 術セン	1日につき	2	70円	
		ター 果村 酪農試験 学校 北 学校又は	湯 専門 杜高等等	門学校農 学校 農	縁大 林高等				

	② 村林ル陜物員い炭垣回住で胜力りの守い 目的で行う実験で当該物質が発生するお それがある作業		
7と畜業務従事手当	次の作業に従事した職員(技労職員を含む。給料の調整額を受ける者を除く。) ① 獣畜のとさつ解体業務 ② 食鳥のとさつ解体業務	畜 産 試 験 場	1日につき 270円
8夜間看護手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜 (午後10時から翌日午前5時まで)において行われる看護の業務に従事した職員(技労職員を含む。)	あけぼの医療福祉センター 中 央 病 院 北 病 院	勤務1回につき 調整数1以下の者 調整数1以下の者 動務時間 勤務時間 勤務時間 勤務時間 勤務時間 勤務時間 勤務時間 勤務時間 動務時間 登場上降夜重 2.000円 2.900円 3.300円 2.800円 4.600円 5.100円 (深夜勤とは午前零時から午前10までの間に8時間以上割り振られた正規の勤務時間による勤務をいう。
9有害薬物取扱手当	人体に有害なガスの発生を伴う作業又は人体に有害な 薬品を使用する作業に従事した職員(技労職員を含む。給料の調整額を受ける者を除く。)	衛生公害研究所 環境科学研究所 森林総合研究所 工業技術センター 富士工業技術センター 家畜保健衛生所 水産技術センター 架荷試験場 畜産試験場 酪農試験場 専門学校農業大学校 北杜高等学校 農林高等学校 北杜高等学校 農林高等学校 以は山梨園芸高等学校	1日につき 270円
10 放射線取扱手当	① エックス線その他の放射線の照射作業に 従事した職員(給料の調整額を受ける者 を除く。) ② ①の作業以外でエックス線その他の放射 線を被ばくするおそれのある作業	あけぼの医療福祉センター 中央病院 北病院 工業技術センター 富士工業技術センター	1日につき 250円
11 危険現場作業手当	次の作業に従事した職員(技労職員を含む。) ① 地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所で行う監督又は検査等 ② 水面下4m以上の深所で行う調査、監督又は検査等 ③ 傾斜度平均40度以上で高低差10m以上の急傾斜地における調査、測量、監督又は検査等 ④ 掘削中又は巻き立て終了前のトンネル坑内における調査、測量、監督又は検査等 ⑤ 下水道の建設工事その他これに類する工事で地下7m以上の深所で行う調査、監督又は検査等 ⑥ 潜水器具を着用し、潜水して行う調査等	衛生薬務課 株工 株工 大気水質保全課 大気水質保全課 大気水質保全課 大気水質保全課 大気水質保全課 大気水質保全課 大気水質保全課 機工 展工 展出課 展出課 展出課 展出課 展出 展出 展出 展出 展出 展出 展出 展出 展出 展出	1日につき 320円
12 ダム管理作業手当	次の作業に従事した職員(技労職員を含む。) ① 大雨又は雷雨等の悪天候下における ダム管理の作業 ② 堤体内、堤体法面若しくは洪水吐ゲート 上で行う測量、検査又は調査作業 ③ ダム湖おいて行う流木等の除去、採水 フロンが知のためのが上作業	広瀬・琴川ダム管理事務所 荒 川ダム管理事務所 大門・塩川 ダム管理事務所 深城ダム管理 事務所	1日につき 480円

1	1		
	② 堤体内、堤体法面若しくは洪水吐ゲート 上で行う測量、検査又は調査作業		
	③ ダム湖おいて行う流木等の除去、採水 又は巡視のための船上作業		
	④ 堤体法面、管理用道路又は観測所に 係る管理作業のうち足場の不安定な 箇所における作業		
13 用地交涉手当	用地取得等のため直接当該用地の所有者等と交渉する業務に従事した職員	年間を通じ又は一定期間恒常的 に用地の取得のための交渉業務 を所掌する公署	1日につき 750円
14 保健衛生業務従事手当	保健衛生に関する現業を行う職員(技労職員を含む。 給料の調整額、管理職手当、社会福祉業務従事手 当、防疫等作業手当、と畜業務従事手当、精神保健 福祉業務従事手当、有害薬物取扱手当、し尿浄化槽 等検査手当を受ける者及び医療職給料表(三)適用者 を除く。)	保健福祉事務所 林務環境事務所 衛生公害研究所 衛生監視指導センター 精神保健福祉センター	月額 6,800円
15 災 害 出 動 手 当			1日につき
	災害の発生した箇所若しくは災害の発生するおそれの		① 巡回監視 480円
	著しい箇所又は山火事の発生した箇所で行う巡回監 視又は応急作業に従事した職員(技労職員を含む。)		② 応急作業 730円
	DENISON WITH WITH TO SHIME (IN MARCE 10)		(夜間の場合50/100を加算)
16道路上作業手当	交通をしゃ断することなく行う道路の維持修繕の作業その他の作業で次に定めるものに従事した職員(技労職員を含む。)	土木部 地域県民センター エ 事検査課	1日につき 300円
	① 舗装の打替え、カバーリング、パッキング、		
	砂利等の補給、凍結防止薬剤の散布及び		
	路面の整正の作業並びにこれらの監督の		
	作業		
	② 橋、トンネル、歩道、歩道橋、排水溝、分 離帯、区画線又は道路標識の新設、改築 及び維持修繕の作業並びにこれらの監督 の作業		
	③ 調査、測量及び検査の作業		
17病院業務従事手当	病院業務で現業を行う職員(技労職員を含む。給料の 調整額、社会福祉業務従事手当、医師診療実験従事 手当を受ける者及び医療職給料表(三)適用者を除 く。)	中央病院	月額 4,500円
18 多学年学級担当手当	小学校又は中学校の二以上の学年の児童・生徒で編	小学校 中学校	1日につき
	成されている学級を担当する教頭、教諭、助教諭又は		イ 三以上の学年の児童・生徒で編成されている学級
	講師		350円
	支給対象から除外される者		ロ 二の学年の児童・生徒で編成されている学級
	① 給料の調整額を受ける者		290円
	② 担当授業時間数が、その者の全担当授業 時間数の1/2に満たない者		
	③ 担当授業時間教が1週間につき12時間に 満たない者		
19 教員 特殊業務手当	教育職員で教育職給料表(二)又は(三)の1・2級の者 が次の業務に従事した場合	小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	1日につき ①の業務 6,400円 (人事委員会が認める業務12,800円)
	① 非常災害時における児童・生徒の保護又は 緊急の防災・復旧の業務		② " 6,000円 ③ " 6,000円
I	⋒ 旧亲。此件而名相 垿宗雄□№5番名而类数		(A) 11 2 ADVIII

	歌育職員で教育職器科表(二)又は(三)の1・2級の者が次の業務に従事した場合 ① 非常災害時における児童・生徒の保護又は緊急の防災・復旧の業務 ② 児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ③ 児童・生徒に対する緊急の補導業務 ④ 学校が計画・実施する修学旅行等において児童・生徒を引率して行う泊を伴う指導業務 ⑤ 対外運動競技等において児童・生徒を引率して行う泊を伴うもの又は週休日等に行う指導業務 ⑥ 学校の管理下において行われる部活動における児童・生徒に対する指導業務で週休日等又は人事委員会が定める日に行うもの ⑦ 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は人事委員会が定める日に行うもの	高等学校 特別支援学校	①の業務 6,400円 (人事委員会が認める業務12,800円) ② 〃 6,000円 ③ 〃 6,000円 ④ 〃 3,400円 ⑤ 〃 3,400円 ⑥ 〃 2,400円 ⑦ 〃 900円
00 熱去要改法の化溢イル		小学坛 中学坛	10/20\$ 9AAM
20 教育業務連絡指導于当	教務その他の教育に関する業務についての連絡 調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務 が困難であるとして人事委員会の定めるものの職 務を担当する教論が当該担当に係る業務に従事 したとき	小学校 中学校 高等学校 特别支援学校	1日につき 200円
21 私 服 作 業 手 当	① 私服員として主として犯罪の予防及び捜査	警察本部	1日につき
	並びに被疑者の逮捕の業務に従事した管理 職員以外の警察官	生活安全部(地域課除〈。) 刑事 部(鑑識課·科学捜査研究所除	①の業務 560円
		く。) 交通部 警備部	②の業務 220円
	② 青少年の補導業務に従事した管理職員以 外の少年補導職員	整察署	
first and at all the an also		##t. 1-	and the state of t
22鑑識作業手当	 犯罪鑑識の業務に従事した管理職員以外の警察官及	警察本部	現場の業務 1日につき 560円
	び警察官以外の職員(技労職員を含む。)	鑑識課 科学捜査研究所	
		警察署 鑑識係	
		警察本部	内勤の業務 1日につき 280円
		情報管理課照会係 捜査第一課手口係 鑑識課 科学捜査研究所	「1期v/未切 I H に ノC 20VI J
93 看 守	被拘禁者の看守及び護送の業務に従事した管理職員	警察本部	1日につき 250円
2011 7 、		曹宗平明	THIC NO. POALT
24 警 ら 手 当	警らの業務に従事した管理職員以外の警察官	警察本部	パトカーに乗務して行う警らの業務
		· 整察署	1日につき 420円
			所管区における上記以外の警ら(湖上警らを含む。)の業務
		警察署 地域課	1日につき 340円
25 夜間特殊作業手当	① 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部	① 交替制勤務による当番勤	① 当該勤務時間が
	が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで) において行われる特殊な業務に従事した管	務に従事する警察職員	深夜の全部を含む勤務の場合
	理職員以外の職員(技労職員を含む。)		勤務1回につき 1,100円
	の 取与∩応山1 >> トハ勘数む会式にも 坐封勘		深夜の一部を含む勤務の場合

	において行われる特殊な業務に従事した管理職員以外の職員(技労職員を含む。) ② 緊急の呼出しにより勤務を命ぜられ、当該勤務時間の一部又は全部が夜間(午後9時から翌日の午前5時まで)において行われる業務に従事した管理職員以外の職員(技労職員を含む。)	務に化争する普条째具 ② 警察本部 警察署	深夜の全部を含む動務の場合 勤務1回につき 1,100円 深夜の一部を含む勤務の場合 勤務1回につき 730円 (2時間未満の場合は、410円) ② 業務1回につき 1,240円
26 交通警察業務手当	高速道路又は一般道路において次に掲げる業務に従事した管理職員以外の警察官 ① 交通人身事故の捜査、暴走族に係る捜査若しくは取締り又は飲酒運転、無免許運転等の悪質かっ 危険な交通違反の捜査者しは取締りの業務 ② 白バイ又はパトカーに乗務して行う交通取締りの業務 ③ 交通整理、交通取締り又は交通事故処理の業務(前二号に掲げる業務を除く。) ④ 大型自動車運転免許技能試験業務	 警察本部 警察本部 警察本部 交通機動隊 高速道路交通 警察署 交通課 3 警察本部 警察本部 警察本部 警察本部 事察本部 重転免許課 	① 1日につき イ 高速道路における業務 840円 ロー般道路における業務 560円 (日设時から日出時の間は50/100を加算) ② 1日につき イ 白バイ業務 560円 口 高速道路におけるパトカー業務 560円 ハ 一般道路におけるパトカー業務 420円 ③ 1日につき イ 高速道路における業務 460円 ロ 一般道路における業務 310円 ④ 1日につき 230円
27 死 体 処 理 手 当	① 死体の解剖補助作業② 死体の収容又は検視の作業③ 刑事調査官が行う死体の検視の作業	① EIX/IP(C)M(V,)开印(V) III/V)	① 1体につき 3,200円 ② 1体につき 1,600円 (心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に 従事した場合 100/100を加算) ③ 1体につき 3,200円
28 教 助 捜 索 手 当	危険な事象における山岳遭難等の救助若しくは 捜索作業に従事又は災害現場へ出勤した管理 職員以外の警察職員(技労職員を含む。)	警察本部警察署	 ① 山岳遭難等の救助若しくは捜索の作業 イ 特に危険な作業 1日につき 1,500円 ロ その他の作業 1日につき 1,000円 ② 災害現場出動 イ 巡回監視 1日につき 480円 ロ 応急作業 1日につき 730円 (夜間の場合50/100を加算)
29 航 空 手 当	航空機に搭乗し次に掲げる業務に従事した職員 ① 航空機の操縦又は整備業務 ② 山岳遭難等の救助捜索 ③ 交通の整理又は取締り ④ 災害時の救援活動 ⑤ 犯罪の捜査 ⑥ 保安又は防犯活動 ⑦ 警備活動 ⑧ 災害応急対策活動 ⑨ 火災防御活動 ⑩ 救急活動 ⑪ 災害予防対策活動 ⑫ 広域航空消防防災応援活動	消防防災課防災航空担当職員 警察職員(技労職員を含む。)	① 操縦業務に従事する警察職員
30 銃器犯罪捜査従事手当	銃器若しくはその疑いのあるものが使用され、又は使 用されるおそれがある現場において防弾装備を装着	警察本部 警察署	1日につき ①の業務 1,200円

30 統器犯罪捜査従事手当	 ③ 災害応急対策活動 ⑨ 火災防御活動 ⑩ 救急活動 ⑪ 災害予防対策活動 ⑫ 広域航空消防防災応援活動 銃器若しくはその疑いのあるものが使用され、又は使用されるおそれがある現場において防弾装備を装着し、武器を携帯して次に掲げる業務に従事した警察官 ① 銃器を使用している犯罪現場における犯人逮捕の業務又はこれに相当する業務 ② 銃器を使用した犯人又は銃器を所持している犯人逮捕の業務 ③ ①の業務に付随して行われる固定配置の業務 ④ ②の業務に付随して行われる固定配置の業務 ④ ③ 飲器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い暴力団事務所等の直近に配置して行う警戒の業務 	警察本部警察署	(人事委員会が別に定める作業に従事した職員にあっては、 その従事した日1日につき1,500円を加算) ※法令等の規定に基づく試験飛行等に従事した時間がある場合は加算される。 1日につき ①の業務 1,200円 ② # 800円 ③ # 800円 ⑤ # 600円 ⑤ # 600円
	次に掲げる業務に従事した警察官 ① 天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の 身辺の警衛業務 ② ①以外の皇族の身辺の警衛業務又は内閣 総理大臣、国賓その他人事委員会が定め る者の身辺の警衛業務 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条に	警察本部警察署	1日につき ①の業務 1,150円 ② " 640円 1日につき 250円
100 日列十正個 木切 风 平 1 日	道路連达半側は、昭和20平は年第180万/第50余に 規定する整備管理者としての業務に従事した技能労務 職員		75/4 C 20011
33 特殊自動車運転等作業手当	大型特殊自動車若しくは大型自動車又は中型自動車 (車両総重量8t以上かつ乗車定員11人以上に限る。) の運転、大型特殊自動車による農耕作業等の業務に 従事した技能労務職員		1日につき 270円

(5) 時間外勤務手当

支	給	実	績	(2	0	年	度	決	算)	2,474,800 千円
職	員 1	人当	たり	平均	支	給年	額	(20	年 度	決第	[]	400 千円
支	給	実	績	(1	9	年	度	決	算)	2,481,463 千円
職	員 1	人当	たり	平均	支	給年	額	(19	年 度	決第	i)	391 千円

(6) その他の手当(平成21年4月1日現在)

		国の制度	国の制度と	支給実績	支給職員1人当たり
手 当 名	内容及び支給単価	との異同	異なる内容	(20年度決算)	平均支給年額
					(20年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額 13,000円 2 配偶所以外の扶養親族1人につき月額 6,000円 16歳から22歳までの子に対しては1人5,000円の加算措置※配偶者以外の扶養親族の範囲22歳未満の子及び孫、60歳以上の父母及び祖父母、22歳未満の弟妹、重度心身障害者	同じ	_	1,664,237 千円	238,634 円
住居手当	1 職員の居住する借家・ 借間 自ら借り受け居住 している住宅で月額 12,000円を超える最 負担している職員 ・家賃 23,000円以下 家賃額 -12,000円 ・家賃3,000円を超え 55,000円未満(家賃 55,000円未満(家賃 11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円(支給は切り捨て 2 自宅 月額 4,000円 ※100円未満は切り捨て 2 自宅 月額 4,000円 ※前の扶養親族の所有 する住宅等 3 単身赴任における配 偶者等の居住する住居手 当 1又は2の1/2の額	異なる	1 国 2.500新かを支 宅は度 間 額円築ら限給 に支無 に支無 関給	848,998 千円	117,622 円

通勤手当	1 交通機関を利用する場合 ・1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合 職員が負担している運賃等・1ヶ月運賃等が55,000円を超える見場合 等一55,000円・(1ヶ月運賃会 等一55,000円)×1/2 2 自動車 第七年 中華 1月	異なる	1 55,000 円支 2 動自外 使分 2 動自外 使分 2 上海2,000 円円 km 223,600 円円 km 24,500度 3 国 4 国 4 国 5 55,000 四車動区し用がMm 24 24,500度 1 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回	1,215,555 千円	93,454 円
初任給調整手当	次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に掲げる額を、採用の日から35年以内、採用の日から1年を減じて支給でする。 一 医療職ける職員 月額365,500円 二 では、一の職者をでは、一のの職者をでは、一のの職者を受ける職員 月額365,500円 二 では、一の職者を、一のの職者を、一のの職者を受ける職者を受ける職者を受ける関する職を受ける関する職を受ける関する職の免許を可は、医の免許を可は、といい、といい、といい、といい、といい、といい、といい、といい、といい、とい	国と同じ		300,330 千円	2,160,644 円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は 在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむ を得ない事情により同居 していた配偶者と別居す ることとなった職員で、異 動又は公署の移転の直 前の住所から在勤公署ま での通勤距離が60km以 上のものに対して支給す る。	国と同じ	-	72,315 千円	273,920 円

管理職手当	管理職手当は、人事委員会が指定する職にある者に対して、職務・職責に応じた定額を支給する。支給額は、その者の属高号給の総料月つ額の25%の範囲内とする。本庁の部長・次長 一種〜三種本庁の課長種、七種〜六種、物頭八種〜七種〜六種、物頭八		1,131,789 千円	743,620 円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に 所在する公署に勤務する 職員には、給料及び扶養 手当の月額の合計額の 25%の範囲内で次のより 支給する。 6級地 25% 5級地 20% 4級地 16% 3級地 12% 2級地 8% 1級地 4% ・特地公署 一級地:西原警察官駐 在所 小菅警察官駐在所 丹波警察官駐在所 二級地:広瀬・琴川ダム 管理事務所琴川ダム管 理課	国と同じ		
特地勤務手当に準ずる手当	職員が異動し、住居を移転した場合又は職員の勤務する公署が移転し、住居を移転した場合において、異動の直後に在勤する公署又はその移転した公署が特地公署では当するときは、当年のの場間、給知の自然のもの場面、給か及計ののの場面、給が入事が、当転のおり、治ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	国と同じ	18,607 千円	413,489 円
へき地手当	へき地教育振興法の規定 に基づいてへき地条件の 程度に応じて1級から5級 までに分類された地に所 在する小・中学校に勤務 する教育職員に給料の月 額及び扶養手当の合計 額の25%の範囲内で支給 する。 支給割合 5級地 25% 4級地 20% 3級地 16% 2級地 12% 1 級地 8% へき地学校に準 ずる学校 4%		73,738 千円	341,378 円

		/	7		
定時制通信教育手当	県立学校で、定時制の課程を置くもの又は通信教育を行うものの校長及び教員に対し、給料の月額の10%を支給する。ただし、管理職手当を受ける者は、8%とする。			69,106 千円	440,165 円
産業教育手当	農業又は工業に関する課程を置く県立学校で、農業若しくは農業実習又は工業実習の教諭又は助教諭の免状を有するものが、当該課程において実習を伴う科目を主として担当する場合に、その職員に対して給料の月額の10%を支給する。			103,818 千円	418,619 円
義務教育等教員特 別手当	義務教育諸学校(学校教育法に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)に勤務する教育職員には、月額11,700円を超えない範囲内で、職務の級及び号給の別に応じて、義務教育等教員特別手当を支給する。			1,235,143 千円	158,088 円
農林漁業普及指導手当	農業又は林業の普及指導改良普及事務に直接従事した職員(管理職手当を受ける者を除く。)で、直接当該事務に従事した者に対して支給する。 普及指導員又は林業普及指導員 給料月額の8%			10,907 千円	320,784 円
宿日直手当	勤務1回につき、普通当直4,200円、業務当直7,200円、業務当直7,200円、医療施設の医師・歯科医師20,000円とし、執務時間が午前8時30分から午後零時30分までと定められている日又はこれに相当するに退庁時から引き続いて勤務した場合は、150/100をそれぞもの額に乗じて得た額とする。常直職員については、月額21,000円(その勤務日よでの期間の1/2未満の場合は10,500円)とする。	国と同じ		381,025 千円	194,599 円

管理職特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける者が、週休日、祝日末年始の休日等に臨時又の年末年始の休日等に配時のの近時による休日等にの他の動場では、次の各には、のの運営合に、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のので	国と同じ	12,152 千円	52,834 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、 午後10時から翌日の午前 5時まで勤務した全時間 に対し、1時間当たり(給料の月額+給料の月額 十人事委員会で定める手 当の月額・32/(当該勤務の属する年度の現日法による 人田若しくは年末年始の 休日)×8)の25%の額を 支給する。	国と同じ	195,268 千円	112,871 円
休日勤務手当	休日(祝日法による休日 等及び年末年始の休日 等)において、正規の勤 務時間中に勤務した全時間に対して、1時間当たり (給料の月額+給料の月額に対する地域手当の月額(対する地域手当の月額)×12 /(当該勤務の属する年度の現日数による休日若しくは年末年始)×8×135 /100の額を支給する。	国と同じ	26,715 千円	24,713 円
寒冷地手当	職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日において、寒冷及び積雪の度を考慮して人事委員会が定める地域又は公署に在勤する職員に対して支給する。 ・世帯主である職員であって、扶養親族のあるもの17,800円・世帯主である職員であって、扶養親族のないもの10,200円・それ以外の職員7,360円	国と同じ	113,513 千円	62,063 円

5 特別職の報酬等の状況(平成21年4月1日現在)

	区	2	分	給	料	月		額	等	
給	知		事	1,108,800		円	(1,260,000)円
料	副	知	事	882,700		円	(970,000)円
報	議		長	920,000		円	()円
	副	議	長	830,000		円	()円
酬	議		員	780,000		円	()円
	知		事	(20年度支給割合)						
期末	副	知	事	4.45		月分				
手	議		長	(20年度支給割合)						
当	副	議	長	3.35		月分				
	議		員							
, н				(算定方式)	(1期の)手当額)			(支絲	合時期)
退職	知		事	1,260千円×在職月数×0.65	39, 312	2千円			任	期毎
手当	副	知	事	970千円×在職月数×0.45	20, 95	2千円			任	期毎
	備		考							

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 - 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

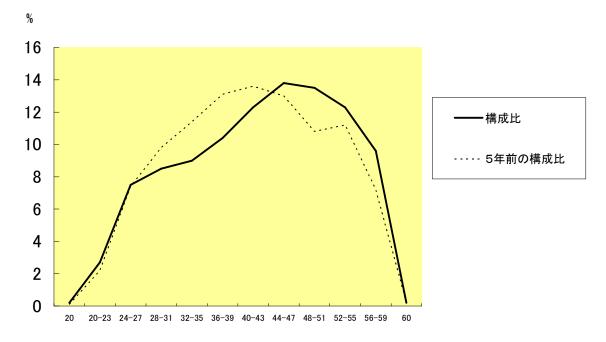
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

	区	分	職	数 数		(有十年月1日先江)
`		<i>-</i>			対前年	主な増減理由
部門	月		平成20年	平成21年	増減数	
	議		24	23	△ 1	事務の見直し
		総務	630	599	△ 31	本庁組織の再編、指定管理者制度の導入等
		税務	107	106	△ 1	出先機関の事務の見直し
普	般	民生	395	383	△ 12	事務・事業の見直し等
通	行	衛生	424	408	△ 16	事務・事業の見直し等
会	政	労働	84	81	△ 3	事務・事業の見直し等
	部門	農林水産	748	724	△ 24	指定管理者制度の導入、事務・事業の見直し等
計		商工	198	196	\triangle 2	事務・事業の見直し等
部		土木	595	584	△ 11	本庁組織の再編、事務・事業の見直し等
門		計	3,205	3,104	△ 101	(参考:人口10万人当たり職員数 357人)
, ,	教育	部門	8,650	8,559	△ 91	児童生徒数の減、小中学校の統廃合等
	警察	等部門	1,911	1,909	△ 2	欠員の増等
	小	計	13,766	13,572	△ 194	(参考:人口10万人当たり職員数 1,205人)
公営	疖	院	872	868	\triangle 4	業務の外部委託化等
企会	そ(の他	108	108	0	
業計					0	
等部 門	小	計	980	976	△ 4	
	合 計		14,746	14,548	△ 198	
		[15,998]	[16,008]	[10]	(参考:人口10万人当たり職員数 1,675人)	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 - 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成21年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		>	}	>	}	>	>	>	>	>	}		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
椒貝奴	32	392	1,085	1,243	1,308	1,507	1,786	2,008	1,970	1,795	1,388	34	14,548

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日~平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日	平成22年4月1日	純減数	純減率
職員数	職員数		
人	人	人	%
15,339	14,485	\triangle 854	\triangle 5.6

(参考) 山梨県行政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画			
始 期	終期	数値目標	
平成19年4月1日	平成23年4月1日	633人、4.2%の純減	

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年~22年	(参考)
部門		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	数値目標
一般行政	職員数	3,501	3,452	3,340	3,205	3,104		_	3,099
	増減		△ 49	△ 161	△ 296	△ 397		△247 (73.6%)	
教育	職員数	8,943	8,796	8,749	8,650	8,559		_	8,497
	増減		△ 147	△ 194	△ 293	△ 384		△293 (65.7%)	
警 察	職員数	1,879	1,905	1,916	1,911	1,909		_	1,921
	増減		26	37	32	30		32 (76.2%)	
	職員数							_	
	増 減							(%)	
公営企業	職員数	1,016	1,013	986	980	976		_	968
等 会 計	増減		△ 3	△ 30	△ 36	△ 40		△36 (75.0%)	
計	職員数	15,339	15,166	14,991	14,746	14,548		_	14,485
řΤ	増減		△ 173	△ 348	△ 593	△ 791		△593 (69.4%)	

- (注) 1 計画期間は、17年~22年の5年間である。
 - 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 - 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以 降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 電気事業・温泉事業・地域振興事業

①職員給与費の状況

ア 決算

	区	分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
				質収支		職員給与費比率	19年度の総費用に占
			A		В	B/A	める職員給与費比率
ĺ	20年度		千円	千円	千円	%	%
	3,334,977		3,334,977	567,359	1,018,133	30.5	21.1

区 分	職員数	給	与		費	一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
20年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	107	465,088	85,324	190,911	741,323	6,928

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円 7,005

- (注) 1職員手当には退職給与金を含まない。2職員数は、平成21年3月31日現在の人数である。

給料の減額の状況

【特別職】

	H18.1.1~H21.3.31	H21.4.1~H23.9.30
(1) 知 事	10/100	12/100
(2) 副知事	7/100	9/100
(3) 公営企業管理者	7/100	9/100
(4) 教育長	7/100	9/100
(5) 常勤監査委員	7/100	9/100

【管理職の職員等】

平成20年1月1日から給料月額の4%を減額しています。(~平成23年9月30日まで) 部局長級の職員は、平成21年4月1日から減額率を6%に引き上げています。(~平成23年9月30日まで)

【非管理職の職員】

平成21年4月1日から給料月額の2%を減額しています。(~平成23年9月30日まで)

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成21年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
山 梨 県	42.8 歳	355,085 円	546,101 円
団体平均	43.3 歳	358,864 円	576,292 円
事 業 者	- 歳		- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山 梨	県	国			
1人当たり平均支給額(20年度)		_			
	1,768 千円				
(20年度支給割合)		(20年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	期末手当 勤勉手当			
3.0 月分	1.5 月分	3.0 月分 1.5 月分			
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分 (0.75) 月分			
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による	加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置			
•役職加算 5~20%		·役職加算 5~20%			
·管理職加算 10~25%		•管理職加算 10~25%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成21年4月1日現在)

山	梨			県		玉		
(支給率)	自己	都合	勧	奨•定年	(支給率)	自己都合	勧奨·定年	
勤続20年	23.50	月分	30.55	月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	
勤続25年	33.50	月分	41.34	月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.50	月分	59.28	月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28	月分	59.28	月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置					その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%~20%)加算					定年前早期退職特例措置			
1人当たり平均支給額	0 =	千円2	27,303	千円	(2%~20%加)	算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成20年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成21年4月1日現在)

支給実	績(20年度決算	9,225 千円					
支給職員1人当たり	平均支給年額(2		86,213 円				
支給対象地域	支給率	支給対象職	員数	一般行政職の制度(支給率)			
甲府市	2.50 %		32 人	2.50 %			
早川町	2.50 %		33 人	2.50 %			
甲州市	2.50 %		20 人	2.50 %			
甲斐市	2.50 %		18 人	2.50 %			
笛吹市	2.50 %		4 人	2.50 %			

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率		国の制度(支給率)			
山梨県甲府市	3	%	6 %			
山梨県下全域(甲府市を除く)	3	%	0 %			
茨城県水戸市	10	%	10 %			
東京都特別区	18	%	18 %			
東京都府中市	12	%	12 %			
神奈川県横浜市	12	%	12 %			
静岡県静岡市	6	%	6 %			
大阪府大阪市	15	%	15 %			

⁽注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から 支給率を段階的に引き上げることとしている。

工 特殊勤務手当(21年4月1日現在)

支給総額(20年度決算)		6,474 千円				
支給職員1人当たり平均	支給年額(20年度決算)	91,187 円				
職員全体に占める手当支	「給職員の割合(20年度)	65.7 %				
手当の種類(手当数)		5				
手当の名称	左記職員に対する支給単価					
企業従事手当 ① 現場手当						
② 夜間特殊作業手当	正規の勤務時間が深夜(午後10時からで)において行われる特殊な業務に従	2時間以上 1, 100円 2時間未満 600円				
③ 危険作業手当	1 地上又は水面上十メートル以上の足における作業 2 傾斜度平均四十度以上で高低差十斜地における作業 3 傾斜三十度以上の水圧鉄管作業 4 巻き立てのされていないトンネル坑下 5 水路隧道内における作業 6 活線及び活線近接作業 7 渓流取水口及び横坑内における作。 8 異常出水時の堰堤及び取水口にお 9 足場の不安定な河川内における作。 10 冬期閉鎖による通行止め区間内に	メートル以上の急傾 内における作業 業 ける障害物除去作業 業	1日4時間以上従事した場合 320円 1日4時間未満従事した場合 200円			
④ 災害出動手当	災害の発生した箇所又は発生するおそ う作業	れの著しい箇所で行	巡回監視 1日 480円(当該 作業が夜間に行われた場合 は5割増) 応急作業 1日 730円(当該 作業が夜間に行われた場合 は5割増)			
⑤ 土地の取得及び物件の補償交渉業務手当	職員が用地の取得又は物件の補償に 者等と交渉する業務に従事した場合	関し、直接当該所有	1日 750円			

才 時間外勤務手当

支	給	実	績	(2	0	年	度	決	算)	23,120 千円
職	員 1	人当	たり	平均	支	給 年	額	(20	年 度	決争	算)	246 千円
支	給	実	績	(1	9	年	度	決	算)	26,143 千円
職	員 1	人当	たり	平均	支	給 年	額	(19	年 度	決争	算)	275 千円

⁽注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(21年4月1日現在)

		一般行政職	一般行政	支給実施	績	支給職員1人当た	こり	
手 当 名	内容及び支給単価	の制度との	職の制度と異なる内容	(20年度決算)		平均支給年額		
						(20年度決算))	
扶養手当				18,729	千円	263,782	円	
住居手当				6,586	千円	96,852	円	
通勤手当				12,964	千円	166,204	円	
管理職手当	内容及び支給単価については知事部局に同じ	同じ	_	11,661	千円	897,014	円	
休日勤務手当				505	千円	14,431	円	
単身赴任手当				3,462	千円	288,500	円	
特地勤務手当				12,484	千円	378,316	円	
特地勤務手当に準 ずる手当				3,803	千円	253,555	円	
夜間勤務手当]			2,855	千円	203,898	円	
寒冷地手当				2,532	千円	76,712	円	

④定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日~平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日	平成22年4月1日	純減数	純減率
職員数	職員数		
人	人	人	%
113	108	5	4.4

(参考) 山梨県行政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

 (多号) 国本州门战员	大手人間にもけるた真自	1 -T 1/3/	. III	コ 7万 5	(9,)
計画					
始 期	終期	数	値	目	標
平成18年4月1日	平成22年3月31日				4.4%

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要 →6(3)②を参照